

(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業 概要ヒアリングにて説明を求められた項目に対する回答書

1 提案概要ヒアリングにて説明を求められた項目の説明・質問回答 (入札説明書)

番号	質問・意見	頁	項目番号等				項目名	内容	回答 (令和5年7月1日)	事業者説明	回答
4	質問		添付資料	4	5		地元発注金額については、契約主体となる本店や支店等の事務所が関係市町外であっても営業所等が関係市町内にいることを証明できる場合には、地元発注金額に含まれるものとお認め頂けないでしょうか。下図のような体制を考えております。 <div style="text-align: center;"> </div>	関係市町に営業所等を置く企業に対する地元発注金額が対象となります。 地元発注金額の算定方法及び証明の考え方を、(様式 3-2) 対面的対話資料(提案概要書) 1. 地域貢献に記載し説明して下さい。	内容欄に記載されている左図の体制での発注は、地元外企業に業務が発注されている為、地元企業(関係市町に営業所等を置く企業)に発注がなされておらず、地元発注金額とカウントするのは不適切と考えています。 また、証明方法も各事業者によって曖昧となり、公平性の保たれた根拠ある証明が困難であると考えています。 当グループの考え方 【地元発注金額の算定方法について】 関係市町に本店または営業所等を置く企業と契約を交わし、その企業に実際に発注する金額を計上します。(本店や営業所等が関係市町内に所在する企業であっても、契約先が関係市町外の住所になる場合は、地元外企業への発注となるため対象外) 階層のカウントは規定なしの為、証明可能な範囲まで計上します。 但し地元企業から地元企業への発注金額はダブルカウントになるため計上いたしません。 【地元発注金額の証明の仕方について】 発注先となる地元企業との契約書や注文書などで証明します。	事業者説明は理解できますが、実質的な地元発注金額が認められるものは有効とすることにより、地元貢献に寄与するものと考えます。 証明については、発注品目等が地元企業における生産活動によるものであることを確認できる写真等の添付を含め、発注者が必要と認める資料の提出を求めます。	

2 提案概要ヒアリングにて説明を求められた項目の説明・質問回答 (要求水準書 設計・建設編)

番号	質問・意見	頁	項目番号等				項目名	内容	回答 (令和5年7月1日)	事業者説明	回答	
50	質問	28	第1章	第8節	1	(2)	試運転	試運転期間は「120日以上」とありますが、マテリアルリサイクル推進施設については弊社実績の90日以上としてもよろしいでしょうか。	要求水準書 設計・建設編P1において、「○[]」書きが無く、仕様が示されているものは本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。」としておりますが、ただし書きによる、「安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。」に該当します。合理性、明確な理由と認められる関連資料等により、提案概要ヒアリングにおいて説明をお願いします。	要求水準書通りの試運転、運転指導、予備性能試験期間を確保します。	要求水準書のとおりとします。	
51	質問	29	第1章	第8節	2	(2)	運転指導	運転指導期間は、「90日(土、日、祝日含む)」とありますが、マテリアルリサイクル推進施設については弊社実績の60日(土、日、祝日含む)としてよろしいでしょうか。				
52	質問	29	第1章	第9節	2	(1)	予備性能試験	「事業者は引渡性能試験の前に「5日以上」の予備性能試験を行い」とありますがマテリアルリサイクル推進施設は弊社実績により「2日」としてよろしいでしょうか。また、予備性能試験についてはマテリアルリサイクル推進施設単独で実施してよろしいでしょうか。				
50	質問	28	第1章	第8節	1	(2)	試運転	試運転期間は「120日以上」とありますが、マテリアルリサイクル推進施設については弊社実績の90日以上としてもよろしいでしょうか。	要求水準書 設計・建設編P1において、「○[]」書きが無く、仕様が示されているものは本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。」としておりますが、ただし書きによる、「安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。」に該当します。合理性、明確な理由と認められる関連資料等により、提案概要ヒアリングにおいて説明をお願いします。	当グループの直近の実績であるマテリアルリサイクル施設において、試運転期間約90日の実績があり、試運転期間中も含めて大きなトラブルもなく順調に運転を継続しています。 ※当該マテリアルリサイクル施設は、(仮称)印西クリーンセンター次期中間処理施設のマテリアルリサイクル施設とほぼ同じフローで、処理規模は34t/5hになります。 ※当該施設の実績をベースに(仮称)印西クリーンセンター次期中間処理施設のマテリアルリサイクル施設の試運転工程案を示します。	指定期間の120日以上を提案の90日以上で補充できる合理性、明確な理由等が確認できないため、要求水準書のとおりとします。	
51	質問	29	第1章	第8節	2	(2)	運転指導	運転指導期間は、「90日(土、日、祝日含む)」とありますが、マテリアルリサイクル推進施設については弊社実績の60日(土、日、祝日含む)としてよろしいでしょうか。		当グループの直近の実績であるマテリアルリサイクル施設において、60日間の実績があり、大きなトラブルもなく順調に運転を継続しています。		
52	質問	29	第1章	第9節	2	(1)	予備性能試験	「事業者は引渡性能試験の前に「5日以上」の予備性能試験を行い」とありますがマテリアルリサイクル推進施設は弊社実績により「2日」としてよろしいでしょうか。また、予備性能試験についてはマテリアルリサイクル推進施設単独で実施してよろしいでしょうか。		当グループの直近の実績であるマテリアルリサイクル施設において、2日間の予備性能試験実績があります。2日間の試験でごみ処理能力、選別基準、破碎基準、緊急作動試験、公害防止基準等、予備性能試験報告に必要なすべての試験を行うことができました。		
77	質問	63	第2章	第4節	9	(3)	3)	② 連続ブロー装置	ブロータンク材質について「SUS304または同等品以上」とありますが、弊社実績上、SS400にて性能上問題ない事を確認しています。耐久性、耐食性に問題ない事を条件にSS400の採用をお認め頂けないでしょうか。	要求水準書 設計・建設編P1において、「○[]」書きが無く、仕様が示されているものは本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。」としておりますが、ただし書きによる、「安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。」に該当します。SUS304と同等品以上と認められる関連資料等により、提案概要ヒアリングにおいて説明をお願いします。	当グループの実績において、ブロータンクにSS400相当品を使用した場合でも、機器性能や耐久性、耐食性において、問題なく稼働していることを確認しています。 添付資料1に当グループでの採用実績を示します。	要求水準書を修正します。 3) 主要項目 ② 材質 SUS304または同等品以上 ↓ ② 材質 【提案による】
77	質問	63	第2章	第4節	9	(3)	3)	② 連続ブロー装置	ブロータンク材質について「SUS304または同等品以上」とありますが、弊社実績上、SS400にて性能上問題ない事を確認しています。耐久性、耐食性に問題ない事を条件にSS400の採用をお認め頂けないでしょうか。	要求水準書 設計・建設編P1において、「○[]」書きが無く、仕様が示されているものは本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。」としておりますが、ただし書きによる、「安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。」に該当します。SUS304と同等品以上と認められる関連資料等により、提案概要ヒアリングにおいて説明をお願いします。	水槽廻りの異材(SUS材とSS材)配管接合部で電蝕を起こした事例があります。かたや当グループが納入したブロータンク本体材質は全てSS材としていますので、ブロータンクで電蝕を起こした事例はありません。以下理由によりSS材が適していると判断します。 ①SS材のブロータンクで20年以上の稼働実績がありますが、内部清掃のみで補修は必要としていないこと ②ブロー水(蒸気と水が混在)は最大300℃と高温となり、絶縁ボルト、ガスケットの耐熱温度250~260℃を超えるため使用できず、SUS材では電蝕の懸念があること	要求水準書を修正します。 3) 主要項目 ② 材質 SUS304または同等品以上 ↓ ② 材質 【提案による】
85	質問	73	第2章	第7節	1	(5)	3)	押込送風機	回転数制御による立上のため、入口ダンパの起動インターロック有無は事業者提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書 設計・建設編P1において、「○[]」書きが無く、仕様が示されているものは本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。」としておりますが、ただし書きによる、「安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。」に該当します。合理性、明確な理由と認められる関連資料等により、提案概要ヒアリングにおいて説明をお願いします。	入口ダンパの起動インターロックは、直入れ起動の際の過負荷を防止するために、ダンパ全開にて起動し、送風機の運転が安定したところでダンパを開けるものと理解しました。今回の提案は送風機をインバータとし、通常運転時に最適な回転数とすることで省電力化します。インバータによる起動においては、回転数が徐々に上がりますので、過負荷トリップすることもないため、入口ダンパ起動インターロックは不要と考えます。	風量調整方式は、回転数制御方式とした上でダンパ起動インターロック要求するものであるため、要求水準書のとおりとします。

87	質問	73	第2章 第7節	2	(5)	4)	二次送風機	入ダンパ方式のご指定ですが、回転数制御方式の提案も可能とさせていただきますでしょうか。また、回転数制御による制御の場合、入口ダンパの起動インターロック有無は事業者提案としてよろしいでしょうか	要求水準書 設計・建設編P1において、「〇[]」書きが無く、仕様が示されているものは本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。」としておりますが、ただし書きによる、「安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。」に該当します。合理性、明確な理由と認められる関連資料等により、提案概要ヒアリングにおいて説明をお願いします。	ダンパ方式に加え、回転数制御も併用します。	説明の方式を認めます。
88	質問	74	第2章 第7節	3	(5)	3)	蒸気式空気予熱器	「伝熱管はベアチューブ」とありますが、ダストの詰まり対策等を行った設計、維持管理を行うことを条件に、フィンチューブの使用をお認めいただけますでしょうか。省スペースとなり経済性に優れた提案につながります。	要求水準書 設計・建設編P1において、「〇[]」書きが無く、仕様が示されているものは本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。」としておりますが、ただし書きによる、「安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。」に該当します。優位性が認められる関連資料等により、提案概要ヒアリングにおいて説明をお願いします。	蒸気式空気予熱器の形式選定において、当グループでは以下の理由からフィンチューブの採用実績が多数あります。フィンチューブは伝熱管の表面に伝熱板(フィン)を取り付けることで、ベアチューブ形式に比べて伝熱面積を大幅に増やすことができます(下図参照)。伝熱面積に増加に伴い、熱交換器本体がコンパクトになるため、メンテナンスや搬入が容易な優れた配置動線計画をご提案可能となります。なお、フィンチューブを採用した場合、ダスト等によるフィンの閉塞が懸念されるため、当グループでは空気吸込口の流速を低くしダストを吸い込みにくくすると共に、吸込口にサラロック製フィルタを設置し、定期的なフィルタ清掃を実施します。添付資料2に当グループでの採用実績を示します。	要求水準書を修正します。 (5) 特記事項 3) 伝熱管はベアチューブとし、腐食による影響が少ない材質を採用すること。 ↓ 3) 伝熱管は腐食による影響が少ない材質を採用すること。
88	質問	74	第2章 第7節	3	(5)	3)	蒸気式空気予熱器	「伝熱管はベアチューブ」とありますが、ダストの詰まり対策等を行った設計、維持管理を行うことを条件に、フィンチューブの使用をお認めいただけますでしょうか。省スペースとなり経済性に優れた提案につながります。	要求水準書 設計・建設編P1において、「〇[]」書きが無く、仕様が示されているものは本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。」としておりますが、ただし書きによる、「安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。」に該当します。優位性が認められる関連資料等により、提案概要ヒアリングにおいて説明をお願いします。	要求水準書のとおりといたします。	要求水準書を修正します。 (5) 特記事項 3) 伝熱管はベアチューブとし、腐食による影響が少ない材質を採用すること。 ↓ 3) 伝熱管は腐食による影響が少ない材質を採用すること。
90	質問	75	第2章 第7節	6	(5)	4)	誘引送風機	回転数制御による立上のため、入口ダンパ及び出口ダンパの起動インターロック有無は事業者提案としてよろしいでしょうか	要求水準書 設計・建設編P1において、「〇[]」書きが無く、仕様が示されているものは本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。」としておりますが、ただし書きによる、「安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。」に該当します。合理性、明確な理由と認められる関連資料等により、提案概要ヒアリングにおいて説明をお願いします	入口ダンパの起動インターロックは、直入起動の際の過負荷を防止するために、ダンパ全閉にて起動し、送風機の運転が安定したところでダンパを開けるものと理解しました。今回の提案は送風機をインバータとし、通常運転時に最適な回転数とすることで省電力化します。インバータによる起動においては、回転数が徐々に上がりますので、過負荷トリップすることもないため、入口ダンパ起動インターロックは不要と考えます。	风量調整方式は、回転数制御方式とした上でダンパ起動インターロック要求するものであるため、要求水準書のとおりとします。
92	質問	79 130	第2章 第4章 第8節 第2節	6 1	(5) (3)	2) 6) 7)	③ ② ① クレーン操作室 ごみクレーン操作室 主灰クレーン操作室	主灰クレーン操作室のビット側窓ガラスは「原則として自動窓ふき装置を設置すること」、「ごみビット側窓ガラス、ごみビット見学者用窓ガラスを清掃するための清掃装置を設置すること」、「監視窓はFIX窓とし、原則として窓ガラス清掃装置を設置すること」とあります。ごみクレーン側も主灰クレーン側も「自動で窓を洗浄し、拭く装置」を指定しており、デッキを設けて人力で清掃する方法は不可という認識でよろしいでしょうか。	原則を示しており、デッキを設けて人力で清掃する方法を不可とするものではありません。ただし、自動化が好ましいと判断しているため、人力を希望する場合は、要求水準書 設計・建設編P1において、「〇[]」書きが無く、仕様が示されているものは本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。」としておりますが、ただし書きによる、「安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。」に該当します。特段の理由と認められる関連資料等により、提案概要ヒアリングにおいて説明をお願いします。	要求水準書通りごみクレーン側も主灰クレーン側も自動で窓を洗浄する方式にて対応致します。	要求水準書のとおりとします。
92	質問	79 130	第2章 第4章 第8節 第2節	6 1	(5) (3)	2) 6) 7)	② ③ クレーン操作室 ごみクレーン操作室、主灰クレーン操作室	主灰クレーン操作室のビット側窓ガラスは「原則として自動窓ふき装置を設置すること」、「ごみビット側窓ガラス、ごみビット見学者用窓ガラスを清掃するための清掃装置を設置すること」、「監視窓はFIX窓とし、原則として窓ガラス清掃装置を設置すること」とあります。ごみクレーン側も主灰クレーン側も「自動で窓を洗浄し、拭く装置」を指定しており、デッキを設けて人力で清掃する方法は不可という認識でよろしいでしょうか。	原則を示しており、デッキを設けて人力で清掃する方法を不可とするものではありません。ただし、自動化が好ましいと判断しているため、人力を希望する場合は、要求水準書 設計・建設編P1において、「〇[]」書きが無く、仕様が示されているものは本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。」としておりますが、ただし書きによる、「安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。」に該当します。特段の理由と認められる関連資料等により、提案概要ヒアリングにおいて説明をお願いします。	事業費低減の観点から質問させていただきましたが、当グループにおいても自動化の方が好ましく、特段の理由はないと判断いたしました。要求水準書のとおりといたします。	要求水準書のとおりとします。
93	質問	81	第2章 第8節	8	(4)	2)	混練機の数量	混練機の数量2基(交互運転)とありますが、当社納入施設において、1基の実績もあることから、数量は事業者提案とさせていただきますでしょうか。	要求水準書 設計・建設編P1において、「〇[]」書きが無く、仕様が示されているものは本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。」としておりますが、ただし書きによる、「安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。」に該当します。特段の理由と認められる関連資料等により、提案概要ヒアリングにおいて説明をお願いします。	貴組合における本施設の安定稼働の重要性の観点から、当グループとしては、混練機の台数を要求水準通り2基とし、交互運転を行い、定期的な清掃、メンテナンスを行い、安定稼働を維持することが適切と考えます。定期的な清掃やメンテナンスが実施できない場合、以下の懸念が生じます。 ・ごみ質性状や燃焼状態の変動等に伴い、飛灰性状が不安定となった場合、水分過多等により混練機排出シュート部での固着・閉塞 ・飛灰は摩耗性が高く、機器の損耗により想定外の部品交換などの整備による突発かつ長期間の設備停止 従いまして、混練機を1基とする場合は、設備容量や予備品を複数持つ等、充分にリスクマネジメントを行うことが重要と考えます。	要求水準書のとおりとします。
93	質問	81	第2章 第8節	8	(4)	2)	混練機の数量	混練機の数量2基(交互運転)とありますが、当社納入施設において、1基の実績もあることから、数量は事業者提案とさせていただきますでしょうか。	要求水準書 設計・建設編P1において、「〇[]」書きが無く、仕様が示されているものは本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。」としておりますが、ただし書きによる、「安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。」に該当します。特段の理由と認められる関連資料等により、提案概要ヒアリングにおいて説明をお願いします。	事業費低減の観点から質問させていただきましたが、当グループにおいても2基の方がより確実な安定稼働となると考えておりますので、特段の理由はないと判断いたしました。要求水準のとおりといたします。	要求水準書のとおりとします。

3 提案概要ヒアリングにて説明を求められた項目の説明・質問回答（落札者決定基準）

番号	質問・意見	頁	項目番号等					項目名	内 容	回 答 (令和5年7月11日)	事業者説明	回 答
4	質問	6	5	(1)	(1)		施工体制	評価のポイントとして、「工程を遵守するために、必要な調査、体制構築、申請等に留意した、優れた提案がなされているか。」とありますが、要求水準書（設計・建設編 p28. 第1章第7節3(1)(2)にあるMグレード以上の鉄骨製作工場を採用した際には定量的な評価をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	鉄骨製作工場のグレード（S、H、M）に対する定量的評価は設定していません。優れた提案に該当する旨を、対面的対話でご説明下さい。	鉄骨製作工場のグレードは要求する鉄骨仕様によって決まるものであり、Mグレードの工場で作成可能な鉄骨をHグレード、Sグレードの製作工場で作成した場合でも品質は変わりません。当グループは製作する鉄骨仕様に合わせたグレードの製作工場を採用します。	鉄骨製作工場のグレード（S、H、M）に対する定量的評価は設定しません。	
4	質問	6	5	(1)	(1)		施工体制	評価のポイントとして、「工程を遵守するために、必要な調査、体制構築、申請等に留意した、優れた提案がなされているか。」とありますが、要求水準書（設計・建設編 p28. 第1章第7節3(1)(2)にあるMグレード以上の鉄骨製作工場を採用した際には定量的な評価をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	鉄骨製作工場のグレード（S、H、M）に対する定量的評価は設定していません。優れた提案に該当する旨を、対面的対話でご説明下さい。		鉄骨製作工場のグレード（S、H、M）に対する定量的評価は設定しません。	

4 提案概要ヒアリングにて説明を求められた項目の説明・質問回答（基本協定書（案））

番号	質問・意見	頁	項目番号等					項目名	内 容	回 答 (令和5年7月11日)	事業者説明	回 答
5	質問	11	別紙	14			出資者誓約書	出資者誓約書では、基本協定書第10条第2項及び第3項で定められているような例外規定がおかれていませんが、基本協定書第10条第2項及び第3項に基づく要件を満たした場合には、受領情報を第三者に開示できるという理解でよろしいでしょうか。	出資者誓約書の開示の必要性、例外規定がない場合の不都合等について、対面的対話時に説明をお願いいたします。	出資者誓約書の開示についての必要性および例外規定がない場合の不都合等はございません。	基本契約書第17条第2項及び第3項は、記載のとおりであり、例外規定はありません。	
5	質問	11	別紙	14			出資者誓約書	出資者誓約書では、基本協定書第10条第2項及び第3項で定められているような例外規定がおかれていませんが、基本協定書第10条第2項及び第3項に基づく要件を満たした場合には、受領情報を第三者に開示できるという理解でよろしいでしょうか。	出資者誓約書の開示の必要性、例外規定がない場合の不都合等について、対面的対話時に説明をお願いいたします。	出資者誓約書第14項は、運営事業者の出資者が本件事業に関して知りえた全ての情報について、発注者の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示しないことが定められています。一方で、運営事業者の出資者は、基本協定および基本契約書でそれと同等の義務を負っていますが、基本協定書第10条第2項においては、公知情報等については秘密保持義務の対象外であること、基本協定書第10条第3項においては、法令上の守秘義務を負担する者などへの開示については、相手方に対する事前の通知のみで情報を開示することができることが定められています。基本協定書第10条第2項第3項に従って第三者に情報を開示した場合であっても、出資者誓約書第14項には基本協定書と同様の規定がないことにより、意図せず、出資誓約書第14項違反となることを懸念しております。出資誓約書と基本協定書との整合性をとるため、出資者誓約書第14項においても、基本協定書第10条第2項第3項と同様の規定が適用されることとしていただきたくよろしく願いいたします。	基本契約書第10条第2項及び第3項は、記載のとおりであり、例外規定はありません。	

5 提案概要ヒアリングにて説明を求められた項目の説明・質問回答（基本契約書（案））

番号	質問・意見	頁	項目番号等					項目名	内 容	回 答 (令和5年7月11日)	事業者説明	回 答
14	質問	15	別紙3	14			出資者契約書	出資者誓約書では、基本契約書第17条第2項及び第3項で定められているような例外規定がおかれていませんが、基本契約書第17条第2項及び第3項に基づく要件を満たした場合には、受領情報を第三者に開示できるという理解でよろしいでしょうか。	出資者誓約書の開示の必要性、例外規定がない場合の不都合等について、対面的対話時に説明をお願いいたします。	出資者誓約書の開示についての必要性および例外規定がない場合の不都合等はございません。	基本契約書第17条第2項及び第3項は、記載のとおりであり、例外規定はありません。	
14	質問	15	別紙3	14			出資者誓約書	出資者誓約書では、基本契約書第17条第2項及び第3項で定められているような例外規定がおかれていませんが、基本契約書第17条第2項及び第3項に基づく要件を満たした場合には、受領情報を第三者に開示できるという理解でよろしいでしょうか。	出資者誓約書の開示の必要性、例外規定がない場合の不都合等について、対面的対話時に説明をお願いいたします。	出資者誓約書第14項は、運営事業者の出資者が本件事業に関して知りえた全ての情報について、発注者の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示しないことが定められています。一方で、運営事業者の出資者は、基本契約書でそれと同等の義務を負っていますが、基本契約書第17条第2項においては、公知情報等については秘密保持義務の対象外であること、基本契約書第17条第3項においては、法令上の守秘義務を負担する者などへの開示については、相手方に対する事前の通知のみで情報を開示することができることが定められています。基本契約書第17条第2項第3項に従って第三者に情報を開示した場合であっても、出資者誓約書第14項には基本契約書と同様の規定がないことにより、意図せず、出資誓約書第14項違反となることを懸念しております。出資誓約書と基本契約書との整合性をとるため、出資者誓約書第14項においても、基本契約書第17条第2項第3項と同様の規定が適用されることとしていただきたくよろしく願いいたします。	基本契約書第17条第2項及び第3項は、記載のとおりであり、例外規定はありません。	